

全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC） Inter-American Tropical Tuna Commission

1. 目的

条約適用水域におけるかつお・まぐろ類等資源の長期的な保存及び持続的な利用の確保。

2. 設立条約

全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約
※条約発効：1950年3月3日（我が国について効力発生：1970年7月1日）。

※2010年8月27日より、新条約である「千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）」が発効。

3. 締約国等

（1）締約国等

日本、韓国、米国、カナダ、EU、中国、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、エクアドル、メキシコ、ニカラグア、バヌアツ、ベネズエラ、ベリーズ、台湾、ペルー、コロンビア、キリバス

※事務局所在地：サンディエゴ（米国）

（2）協力的非締約国

ボリビア、ホンジュラス、インドネシア、リベリア、チリ

4. 条約区域

東部太平洋水域（下図参照）

5. 対象魚種

カツオ・マグロ類（クロマグロ、メバチ、カツオ、キハダ、ビンナガ、カジキ類等）及びカツオ・マグロ類を対象とする漁業で採捕される他の魚種（海洋性サメ等）

